

豪雨災害対策本部ニュース

日本共産党広島県委員会 発行 2018年8月22日 第8号

【庄原市】市独自の支援制度を拡充

一床下浸水にも見舞金、一部損壊家屋にも修繕費用補助

庄原市では、8月21日に臨時議会が行われ、災害復旧や被災者の生活支援の補助予算が全会一致で可決。「災害復旧・生活再建支援（第3次）」では、単独市費の事業は8つとなり市独自の支援策を拡充しています。

◆災害見舞金、床下浸水にも適用

庄原市独自の制度で、床下浸水被害世帯にも、2万円が支給されます。その他、全壊世帯20万円、半壊世帯10万円、床上浸水世帯（土砂流入による一部損壊含む）5万円を支給します。申請は市が調査し対象者を特定するとしています。（庄原市の床下浸水被害は190棟です・県HPより）

◆住宅の修繕費用を一部損壊にも適用

市内に住所を有し、現に居住している住宅の所有者で、住宅が床上浸水、一部損壊又は半壊した方について、床上浸水又は一部損壊の場合でも10万円以上かかった事業に関して、半額（上限30万円）を補助します。*但し、被災者生活再建支援法や災害救助法の適用を受けた住宅、自己の保険対応で復旧できる住宅は対象外です。

◆農業被害 3万円以上～40万円未満でも75%を補助

農業被害の大きかった庄原市は、激甚災害指定にもれた40万円以下の農地及び農林施設の被害に対しても補助を大きく引き上げしました。市によると、3万円以上の被害から40万円未満は75%（上限30万円）を補助します。谷口市議は「小さな災害でも全て直してもらって、営農意欲を下げないような支援策になっている」と語っています。

【三原市】ガれきや土砂の撤去 国の制度で力バーできない場合は市独自で 対応。4つの課を一本化し窓口設置

三原市は8月8日に災害対策復旧に関する「要綱」を作成。この中に「がれきや土砂の撤去について、国の制度で力バーできない場合は市独自で対応する」という項目が入りました。

この問題は、寺田元子三原市議がこの間被災者の声を聞き取る中で出されていました。7月27日に直接市長に会い、「例外なく国や県の対応で漏れたところは、市が最後は対応すると被災者に示してほしい」と要望したことなどが大きな力となりました。

三原市は、都市整備・農林・土木・環境の4つの課がタイアップし窓口を一本化。多くの被災者から問い合わせが寄せられています。

広島県・山口県の党対策 本部がJR広島支社へ要 請一芸備線「復旧します」 と回答

広島県災害対策本部は本日、JR広島支社に要望書を届けました。大平前衆院議員、高見本部長、清水貞子安佐北区議員長、M口田支部長、中森・藤井・中石広島市議が参加しました。

今回の要望で特に強調したのが、この災害を機に廃線の恐れもある「芸備線」について、早期の復旧と運転再開を必ずさせることでした。担当者からは「復旧には1年以上かかるが、復旧はします」と力強く回答しました。要請には山口県対策本部、中国ブロックも参加しました。

